

千葉県野生鳥獣対策本部設置要綱

(設置)

第1条 野生サル、シカ及びイノシシ等による農作物等への被害（以下「被害」という。）が農業生産への大きな阻害要因となっていることから、県関係部局及び関係機関・団体等が連携を図り、地域の主体的な取組を支援するため、千葉県野生鳥獣対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 情報の収集・提供に関すること
- (2) 捕獲対策の推進に関すること
- (3) 被害防止対策の推進に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 本部は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 本部長は、生活安全・有害鳥獣担当部長とし、本部を総理する。
- 3 副本部長は、環境生活部次長及び農林水産部次長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の業務を円滑に推進するため会議を開催する。

- 2 会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長を務める。
- 3 本部長は、必要に応じて会議に本部員以外の者の出席を求め、意見・説明を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 本部業務の円滑な運営のため、本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。
- 3 幹事長は自然保護課長とし、幹事会を総理する。
- 4 副幹事長は、農地・農村振興課長とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事会は、本部運営に必要な事項及び本部長から付託された事項について検討する。
- 6 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本部及び幹事会の事務局は、自然保護課及び農地・農村振興課が当たる。

(地域野生鳥獣対策連絡会議)

第7条 被害対策の円滑な推進を図るため、必要に応じ農業事務所に地域野生鳥獣対策連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

2 地域連絡会議設置要領は、農業事務所長が別に定める。

3 地域連絡会議は、県及び市町村など地域の関係機関・団体等で構成し、情報の収集・提供に努めるとともに、本部及び野生鳥獣害研究チームと連携し地域における被害対策の取組支援等を行う。

(野生鳥獣害研究チーム)

第8条 被害対策に関する研究開発の推進を図るため、野生鳥獣害研究チーム（以下「研究チーム」という。）を設置する。

2 研究チーム設置要領は、農林総合研究センター長が別に定める。

3 研究チームは、農林水産部の研究機関等で構成し、本部方針の下、地域連絡会議等と連携し被害対策技術の研究・開発を行う。

(鳥獣管理緊急対策検討会)

第9条 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年5月30日公布）において、「鳥獣の管理」が明確に位置づけられ、積極的に鳥獣の管理を推進する方向に施策の見直しが図られたことから、具体的な対応策について検討するため、鳥獣管理緊急対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

2 検討会の設置要領は、環境生活部自然保護課長が別に定める。

3 検討会は、農業団体、狩猟者団体、林業団体、学識経験者、市町村、県で構成し、鳥獣の管理にかかる課題を整理し対策を検討することとする。

(補則)

第10条 この設置要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、千葉県有害鳥獣農作物等被害対策連絡会議は廃止する。

附 則

3 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

11 この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

12 この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

13 この要綱は、平成29年8月17日から施行する。

別表 1 (本部構成員)

生活安全・有害鳥獣担当部長
環境生活部次長
農林水産部次長
千葉県市長会長推薦の市長
千葉県町村会長推薦の町村長
千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議幹事市担当部長
千葉県農業協同組合中央会長
千葉県農業共済組合連合会長
千葉県猟友会長
環境生活部環境政策課長
環境生活部自然保護課長
農林水産部農林水産政策課長
農林水産部生産振興課長
農林水産部流通販売課長
農林水産部担い手支援課長
農林水産部農地・農村振興課長
農林水産部畜産課長
農林水産部森林課長
健康福祉部衛生指導課長
農林総合研究センター長
畜産総合研究センター長
中央博物館長
警察本部生活安全部風俗保安課長
地域野生鳥獣対策連絡会議会長

別表 2 (幹事会構成員)

自然保護課長
農地・農村振興課長
千葉県市長会推薦市の担当課長
千葉県町村会推薦町村の担当課長
千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議幹事市担当課長
千葉県猟友会事務局長
環境政策課政策室長
農林水産政策課政策室長
流通販売課販売・輸出促進室長
森林課副課長
衛生指導課副課長
野生鳥獣害研究チーム長
農業事務所次長